平成２０年（フ）第７１号
山口県下関市秋根西町２丁目２番13号
破産者　株式会社トヨシステムプラント
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１８８号
愛媛県松山市西垣生町377番地１
破産者　株式会社太陽運輸機工
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３０１号
茨城県つくば市二の宮１丁目19番地12　マノワール二の宮401号、開始決定時の住所茨城県つくば市田倉5192番地29
破産者　菊地　寿子
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３３２号
茨城県土浦市中村南１丁目７番11号
破産者　坂井　　穣
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２８０４号
北海道恵庭市京町９番地
破産者　樋爪　義明
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０５４号
札幌市手稲区手稲本町４条３丁目５番10号、住民票上の住所札幌市手稲区曙２条５丁目７番４号
破産者　吉川　えり
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３８号
釧路市星が浦大通３丁目４番12号　スターシャイン201
破産者　堀内　理恵
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３０４号
茨城県笠間市下郷4081番地７
破産者　齊藤　政子
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３０５号
茨城県笠間市下郷4081番地７
破産者　齊藤ユキ子
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３０６号
茨城県笠間市下郷4081番地７
破産者　齊藤　郁蔵
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３４３号
茨城県東茨城郡茨城町長岡125―３　フリーダムＣ棟101号、住民票上の住所水戸市平須町170番地の64
破産者　小松崎哲也
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２４９号
茨城県つくば市春日４丁目13番地12　ユニバース508号、前住所茨城県つくば市東新井28番地４　荒井マンションⅡ２Ａ号
破産者　寺門　鈴子
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３３４４号
横浜市南区南吉田町５丁目45番地８　ポートハイム第１吉野町310
破産者　齋藤　義男
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３４５号
横浜市緑区長津田６丁目14番４号　セジュール長津田Ｂ棟102号
破産者　齋藤　　眞
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７７号
神奈川県横須賀市武４丁目32番５号
破産者　塩谷　成良
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２７８号
静岡県熱海市下多賀176番地の３、前住所岡山県岡山市南区内尾369番地12　プラスペリティ207
破産者　三瓶　景子（旧姓河原・橋本）
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５５６号
静岡県沼津市足高490番地の３
破産者　久我谷聖大
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１８６号
広島市安佐北区亀山２丁目８番８―５号、破産手続開始決定時の住所広島市安佐北区亀山南２丁目54番17号
破産者　内野　恭彦
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７０６号
広島市東区福田２丁目4536番地２
破産者　原　　健良
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部